



ひとりひとりが 自分らしく生きる
～多様な性が尊重され、違いを認め合える社会へ～

性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレットの活用に当たって

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

みなさん、こんにちは。
この動画は、性の多様性の尊重に係るリーフレットの活用にあたって、先生方にご理解いただきたいことについて説明したものです。



ひとりひとりが 自分らしく生きる
～多様な性が尊重され、違いを認め合える社会へ～

性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレットの活用に当たって

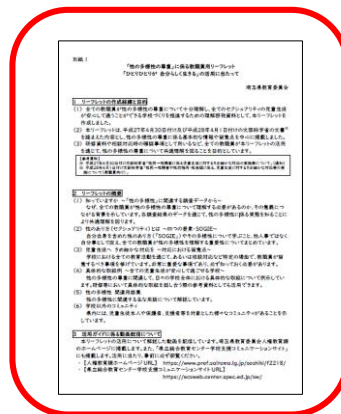
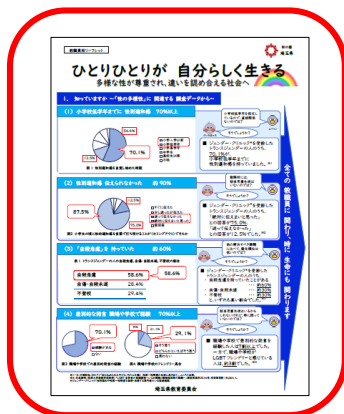
埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

先生方お一人でご覧いただいたり、校内研修として視聴いただいたりするなど、様々な場面でご利用ください。
性の多様性の尊重に係る理解を今一度深めていただき、性的指向や性自認で悩みを抱えている児童生徒への適切な対応に役立てていただきたいと思います。

動画視聴の際に用意する資料

- 性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット
「ひとりひとりが自分らしく生きる～多様な性が
尊重され、違いを認め合える社会へ～」

- 令和2年12月14日付け教令第134号「『性の多様性の尊重』
に係る教職員用リーフレットの送付について」
【別紙1】「性の多様性の尊重」に係る教職員用リーフレット
「ひとりひとりが自分らしく生きる」の活用にあたって」



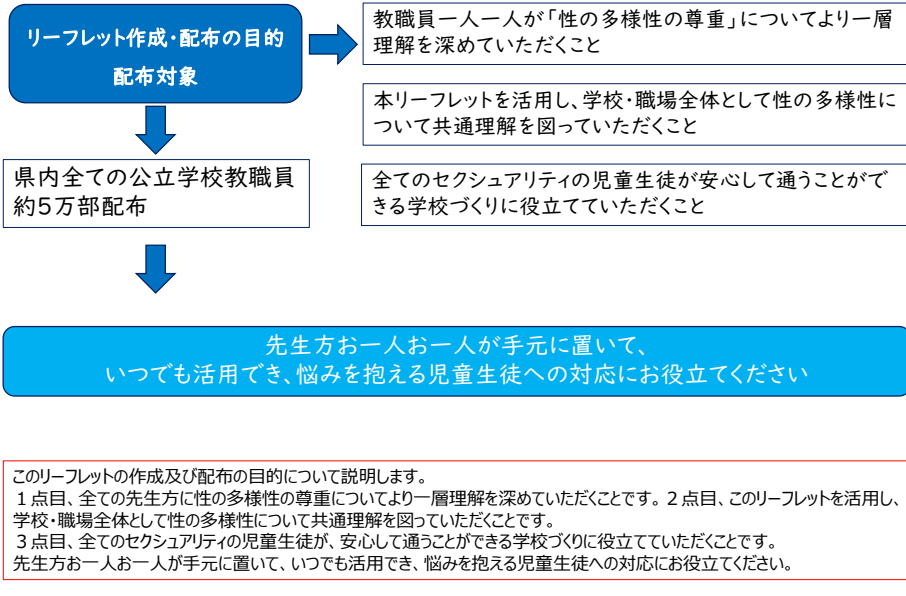
なお、この動画をご覧いただく際には、お手元に2点、ご用意ください。1点目は、リーフレット本体、2点目は、人権教育課より令和2年12月14日付けで発出した教令第134号「『性の多様性の尊重』に係る教職員用リーフレットの送付について」に添付しております、「別紙1 教職員用リーフレットの活用にあたって」です。

動画説明の流れ

- はじめに
- リーフレットの項目について
- リーフレットの内容について
- リーフレットの活用にあたって

動画説明の流れは大きく4点です。
「1. はじめに」、「2. リーフレットの項目について」、「3. リーフレットの内容について」、「4. リーフレットの活用にあたって」の順に説明いたします。

1. はじめに



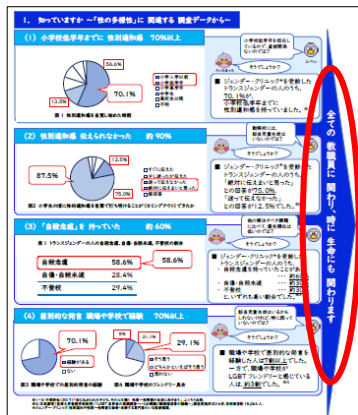
2. リーフレットの項目について

1. 知っていますか ～「性の多様性」に関連する調査データから～
2. 性のあり方(セクシュアリティ)とは ～四つの要素・SOGIE～
3. 児童生徒へ きめ細かな対応を ～対応における留意点～
4. 具体的な取組例 ～全ての児童生徒が安心して過ごせる学校～
5. 性の多様性 関連用語集
6. 学校以外のコミュニティ

このリーフレットは、A4判、両面刷りの全4ページで、1～6の大きく6つの項目で構成しています。限られた紙面ではありますが、性の多様性に関する調査データや、性のあり方・セクシュアリティについての基本的な内容をはじめ、アウティングの禁止などの相談対応における留意点や、具体的な取組例等、先生方に是非この点をご理解いただきたいという内容をポイントとしてまとめました。

3. リーフレットの内容について

1. 知っていますか ～「性の多様性」に関連する調査データから～



「なぜ、全ての教職員が性の多様性の尊重について理解する必要があるのか」、その意義につながる背景を示しています。

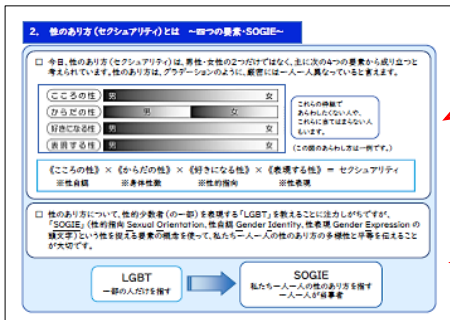
各調査結果のデータを通じて性の多様性に係る実態を知ることにより、共通理解を図ります。

「なぜ」という問いに対しては、ページの右側の矢印に示したように、「全ての教職員に関わり、時に生命にも関わる」ことから、全ての先生方に「性の多様性の尊重」について理解していただくという意義につながります。

それでは、リーフレットの内容について項目順に説明します。
 初めに、1ページ目の「1. 知っていますか～「性の多様性」に関連する調査データから～」について説明します。この項目では、「なぜ全ての教職員が性の多様性の尊重について理解する必要があるのか」、その意義につながる背景を示しています。
 まず、各調査結果のデータをご覧ください。性の多様性に係る実態について校内等で共通理解を図ります。
 そして、ページの右側の「全ての教職員に関わり、時に生命にも関わる」課題であることを踏まえ、リーフレットの続きをご覧ください。

3. リーフレットの内容について

2. 性のあり方(セクシュアリティ)とは ～四つの要素・SOGIE～



LGBTやセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)のみを取り上げるのではなく、性のあり方(「SOGIE」)やその多様性について学ぶことを示しています。

他人事ではなく、自分事として捉え、全ての教職員が性の多様性を理解する重要性についてまとめています。

2つ目は、「性のあり方(セクシュアリティ)とは ～四つの要素・SOGIE～」についてです。
 自分自身を含めた性のあり方、他人事ではなく自分事として捉え、全ての教職員が性の多様性を理解する重要性についてまとめています。
 性のあり方については、LGBTや性的少数者のみを取り上げるのではなく、「性の多様性」という考え方が重要です。
 性のあり方は、男性・女性の2つだけではなく、主に「こころの性」「からだの性」「好きになる性」「表現する性」の4つの要素から成り立つと考えられています。「からだの性」については、外生殖器・内生殖器・性腺・染色体の状態や、性ホルモンレベルなどから定められますが、男性であっても女性であっても、様々な体の発達状態の人がいます。
 このように、セクシュアリティは多様で、グラデーションのように、厳密には一人一人異なっていると言えます。
 性のあり方については、性的少数者の一部を表現する「LGBT」を教えることに注力しがちですが、「SOGIE」という性を捉える要素の概念を使って、私たち一人一人の性のあり方の多様性と平等を伝えることが大切です。

3. リーフレットの内容について

3. 児童生徒へ きめ細かな対応を ～対応における留意点～

3. 児童生徒へ きめ細かな対応を ～対応における留意点～

(1) 基本的な態度・対応

① 他者の多様性は、私たち一人一人全員に関わるテーマ

- 他者の多様性は、私たち一人一人全員に関わるため、他者の多様性は私たち一人一人全員に関わるテーマと捉えます。
- 他者の多様性とは、他者に対する偏見や差別を指さないよう、「自分自身も他者の多様性の中の一員として位置づけ直す」ことで、他者の多様性について考える時はいつも「自分自身が含まれる」という認識が大切です。
- 他者の多様性について、自分自身を含めた一人一人の偏見を認識する捉え方は、多様性を尊重し、互いに認め合う人間関係の築き直しに役立ちます。

② 心強い支援は個別にできない環境づくり

- 「まなこ」「まも」「まも」「まも」といった言葉は、差別的な意味合いを含み、使用してはならない言葉です。
- 特別少数者の存在を否定するような内容の活動は心強い活動です。教職員自身も強い認識する必要があります。
- 特別少数者に対して特別な支援が求められる場合は、それが本人の希望や意向にかなうよう配慮し、必要に応じて支援することになります。

③ 全てのセクシュアリティの児童生徒が安心して通える学校の環境づくり

- 全てのセクシュアリティ（性別も）に尊重されるべきものであることまた、セクシュアリティについて、教職員が悩みや不安を抱く活動であること、差別や偏見を助長する活動であることを認識することが大切です。
- 性別のあり方について児童に説明できる必要はありません。児童生徒にも教職員が一線に準じている姿勢を見せたいことが何より大切です。

学校における全ての教育活動を通じて、あるいは相談対応など特定の場面で、教職員が留意するべき事項を挙げています。

非常に重要な事項であり、全ての教職員が理解しておく必要があります。

3つ目の項目「児童生徒へ きめ細かな対応を～対応における留意点～」では、学校における全ての教育活動を通じて、あるいは相談対応など特定の場面で、教職員が留意するべきことについて挙げています。ここに記した内容は、非常に重要であり、全ての先生方にご理解いただく必要があります。

3. リーフレットの内容について

3. 児童生徒へ きめ細かな対応を ～対応における留意点～

(2) 児童生徒からセクシュアリティに関する相談があった場合

- 児童生徒からの相談に応じる際は、子供たちに寄り添い、丁寧に聞き取りを行って事実を把握する「教育相談対応」が基本です。
- しかし、セクシュアリティに関する相談の場合は、以下の点に留意し、異なる対応をとることが必要です。
- 児童生徒のセクシュアリティを決め付けず、その時にその児童生徒が直面している困難に対して一つ一つ対応策を考えていくことが大切です。
- なを聞いてくれたのか確認できることが望ましいです。和らげたいだけなのか、具体的に困っていることがあって支援が必要なのかを確認します。児童生徒からの要望の中に実現が難しいことがあった場合、実現が難しい理由を伝え、代替案を一緒に考えます。
- 困りに感じているのか、助けてほしいのかを確認します。セクシュアリティについて相談するかどうか、どこまで相談するかは児童生徒の意向です。児童生徒に寄り添っていきましょう。
- 児童生徒が情報収集するための書籍、相談先等を必要に応じて伝えます。

(3) アウティングの禁止

- アウティングとは「本人の意思に反して、または同意なく他人にセクシュアリティを伝えること」です。
- 本人の同意なく他人にセクシュアリティを伝えることは、アウティングに該当します。
- 保護者や例外的にありませぬ、保護者が受け止められず、その結果、児童生徒が家庭で苦痛を来し、生活自体が脅かされる可能性があります。保護者に相談する必要がある場合にも、児童生徒の了承を得てから伝えましょう。
- 対応を考えた際に、誰か(教職員や専門家など)と情報を共有する必要がある場合、その必要性や誰かに話していいかを児童生徒に事前に話し、必ず承諾を得ることが大切です。

特に、「アウティング」の禁止など、一般的な教育相談とは異なる対応があることに十分留意してください。

3つ目の項目「(3) アウティングの禁止」については、何度も読み返して確認し、留意するべき事項について、常に念頭に置いてください。

特に、「アウティング」の禁止など、一般的な教育相談とは異なる対応があることに十分留意してください。「(3) アウティングの禁止」の項目は、何度も読み返して確認していただき、常に念頭においてご対応ください。

3. リーフレットの内容について

3. 児童生徒へ きめ細かな対応を ～対応における留意点～

「アウトティング」の禁止 について

【例】

ある日、担任の先生が児童生徒からセクシュアリティに関する相談を受けた後、児童生徒本人の承諾を得ることなく、保護者に「今日、お子さんから、セクシュアリティについて悩んでいるとの相談を受けました。」と連絡することも、**アウトティング** です。

重要

相談を受けた児童生徒本人に対して、「誰に伝えているか、誰に伝えてよいか」ということを十分確認し、本人の承諾を得た上で他の人に伝えるということです。

良かれと思って本人の承諾なしに他の人に伝えることは、**アウトティング** です。

アウトティングの禁止については、例えば、ある日、担任の先生が児童生徒からセクシュアリティに関する相談を受けた後、児童生徒本人の承諾を得ることなく、保護者に「今日、お子さんから、セクシュアリティについて悩んでいるとの相談を受けました。」と連絡することもアウトティングです。重要なことは、相談を受けた児童生徒本人に対して、「誰に伝えているか、誰に伝えてよいか」ということを十分確認し、本人の承諾を得た上で他の人に伝えるということです。良かれと思って、本人の承諾なしに他の人に伝えることはアウトティングになりますので、留意してください。

3. リーフレットの内容について

4. 具体的な取組例 ～全ての児童生徒が安心して過ごせる学校～

4. 具体的な取組例 ～全ての児童生徒が安心して過ごせる学校～

(1) 校内研修として、次のような点について教職員で話し合っている

- 改めて教職員、児童生徒の学校生活を見直してみる。
- 校内での扱いや態度を見直した時、どのように対応するかを具体的に考える。
- 他校で実践されている児童生徒の生活や心の状態、保護者の対応について、学校に必要かどうか考えてみる。

(2) 教職員が関心をもっており、肯定的に受け止める用意があるサインを出す

- 性の多様性について、ホームページで知らせたり、学校通達や保護者より書に掲載したりする。
- 児童会や保健室、図書室などの多様な場面に啓発資料を置く。
- 性の多様性のポスターを校内に掲示する（注「他の多様性の事業に係るポスター（令和2年2月22日、埼玉県教育委員会）等」）。

(3) 性の多様性を前向きな言動を心がける

- 「いろいろな人がいていいんだよ」というメッセージを張り続ける。
- 児童生徒の理解を「差別+ムネ」として統一してみる。
- 「もしもしなさい（あんなくらくらく）」など言葉がけを。

(4) 職員や教員を招き、多様性の尊重を模索した指導を児童生徒に行う

- 既修の研修において、多様な性が研修に活かされているか見直す。
- 「人権教育推進プログラム（差別教育）第2巻（平成31年3月、埼玉県教育委員会）」の各プログラム（140ページ）120ページを参考に指導を模索する。
- 児童生徒にアンケートは発行してはならないことを伝える。その一環、各シブアットをされた児童生徒が一人で抱えきれなくなった相談ができることも考えられる。その場合、個人が特定されない配慮で、信頼できる大人に相談するのはよいことであると思える。大切なことは当事者の思いを尊重するための方法を考えることである。

性の多様性の尊重に関連して、日々の学校全体における具体的な取組について、大きく4点、例示しています。

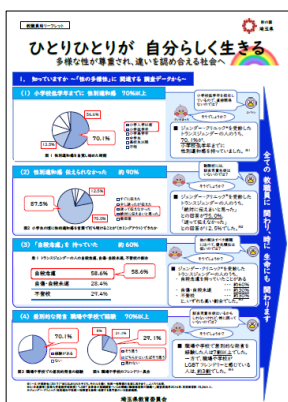
大切なことは、「全ての児童生徒が安心して過ごせる」という視点です。

学校生活の様々な場面や関わりにおける取組について、一つ一つ確認していくことができるよう、ポイントを挙げました。

校内研修等において、具体的な取組を話し合う際の参考資料としても、ご活用ください。

続いて、4つ目の項目は、「具体的な取組例～全ての児童生徒が安心して過ごせる学校～」についてです。性の多様性の尊重に関連して、日々の学校生活における具体的な取組について大きく4点、例示しています。ここで大切なことは、「全ての児童生徒が安心して過ごせる」という視点です。学校生活の様々な場面や関わりにおける取組について、一つ一つ確認していくことができるよう、ポイントを挙げています。校内研修等において、具体的な取組を話し合う際の参考資料としても、ご活用ください。

4. リーフレットの活用にあたって



○ 「性の多様性の尊重」についてまず知っていただきたい
基本的な情報について、ポイントを絞って掲載しました。

○ **研修等において、全ての教職員が「性の多様性の尊重」**
について理解する参考資料の一つとして

○ **日頃、児童生徒の相談対応や学校でできる取組について**
教職員間で話し合う際の参考資料として ご活用ください。

このリーフレットをきっかけに

性の多様性の尊重に係るさらに深い理解や
学校全体での取組の推進へとつなげていくこと

冒頭にも申し上げましたが、このリーフレットの内容は、全ての先生方にまず知っていただきたい基本的な情報について、ポイントを絞って掲載しています。
このリーフレットは、研修等において、先生方が「性の多様性の尊重」について理解する一つの参考資料として、また、日頃、児童生徒の相談対応や学校でできる取組について先生方が話し合う際の参考資料としてご活用ください。
そして、このリーフレットをきっかけに、「性の多様性の尊重」に係るさらに深い理解や学校全体での取組の推進へとつなげていただけますと幸いです。

4. リーフレットの活用にあたって

全てのセクシュアリティの児童生徒が安心して過ごせる学校は、
ひとりひとりが自分らしく生きることが出来る学校です。

多様な性が尊重され、違いを認め合える社会へ

全てのセクシュアリティの児童生徒が安心して過ごせる学校は、ひとりひとりが自分らしく生きることが出来る学校です。
そして、多様な性が尊重され、違いを認め合える社会へとつながっていきます。



最後までご覧いただき、ありがとうございました。

令和2年12月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課

以上で、性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット「ひとりひとりが 自分らしく生きる ～多様な性が尊重され、違いを認め合える社会へ～」の説明を終了いたします。
最後までご覧いただき、ありがとうございました。